

「東日本大震災からの復旧・復興を担う専門人材育成支援事業」実施について

(運用指針)

- 1 趣旨
「東日本大震災からの復旧・復興を担う専門人材育成支援事業」実施委託要綱に基づき、委託先が事業を実施するためには必要な細則について、本運用指針において定める。
- ・被災地の入材ニーズの把握
 - ・実施機関の推進体制の構築
 - ・各推進協議会にコーディネーターを配置

企業、農業組合、経済団体、
社会福祉協議会 等

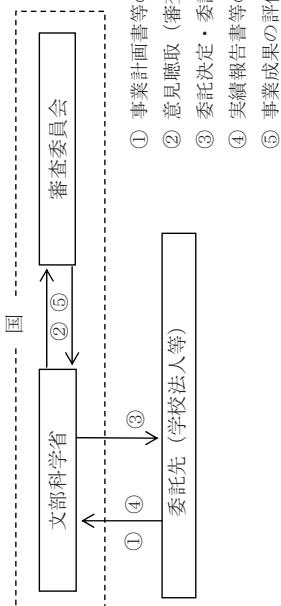
（役割）

産業界の高度化等において必要な専門人材育成のための入材育成

官公地元自治体、
ハローワーク 等

2 事業の構成と実施体制

(1) 事業の構成

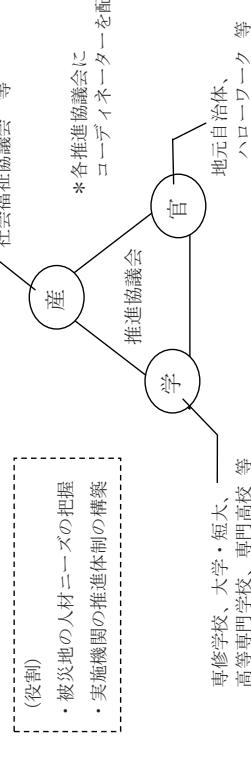


- ① 事業計画書等の提出
② 意見聴取(審査・選定)
③ 委託決定・委託契約
④ 実績報告書等の提出
⑤ 事業成果の評価
- （2）実施体制
被災地の人材ニーズ把握や実施機関の推進体制を構築するため、受託先の学校法人等が中心となり、各分野・地域において産学官連携による「推進協議会」を設置するなどにより、事業を推進するものとする。
上記「推進協議会」については、原則、事業ごと設けることとするが、地域の実情を踏まえ、分野・地域等が共通する事業問合せで一つの「推進協議会」を設けることも可とする（その場合、推進協議会の必要経費については、一箇所の受託先にまとめて計上するなど、機動的な体制整備を図ること）。
- なお、実施委託要綱「3 委託内容（2）」及び「3 委託内容（3）」の取組について、「推進協議会」を設けずに事業を実施することも可とする。

(協議会を設置しない場合の留意点)

- ・「3 委託内容（2）」の取組については、単独で事業実施する場合であっても、可能な限り連携する分野との連携・協力体制の構築に努め、ノウハウや成果の共有を行うことが望ましい。
- ・「3 委託内容（3）」の取組については、各県毎に1委託先で実施するものとし、委託先の学校法人等は、当該県内の「推進協議会」等と連携・協力して実施すること。

参考：「推進協議会」の構成



3 委託内容

(1) 産業界の高度化等において必要な専門人材育成のための入材育成

① 短期人材育成コースの試行導入

被災地の高度化や医療現場の専門人材に必要な知識・技術の向上を図るため、短期間で新たなカリキュラムを導入・カスタマイズし、複数校で試行導入。なお、必要に応じて、被災地以外の学校・産業界からの支援を受けることとする。
(分野例：自動車組み込み系、医療情報事務等)

【具体的な取組例と支援内容】

○ (例) 自動車産業の復興を担う人材育成

被災地でニーズが高い自動車組み込み系の知識・技術をカスタマイズし、複数校で新カリキュラムを試行導入。終了後、推進協議会による評価等を実施し、必要に応じて改善し、全国に普及する。
新たに高度化する学習ユニットを①被災地向けにカスタマイズ、②新カリキュラムの試行導入、③被災地以外の専門学校、企業等から教員派遣とともに、拠点校を中心に被災地内外の複数校と産業界や地元自治体をコーディネートする人材を配置する。

② 中長期的な人材育成コースの開発・実証

被災地でニーズが高い分野において、産学官の連携により、産学官の高度化などに資する人材育成コースの開発・実証を支援。
(分野例：食・農林水産業、再生可能エネルギー、放射線工学等)

【具体的な取組例と支援内容】

○ (例) 福島の安心・安全に貢献できる人材育成

大気、土壤、食物等の放射線測定に必要な正確なデータ解析・分析を行う専門人材を育成。行政・医療機関・大学等と連携し、地域の安全・安心を確保する取組を実施。例えば、電気関係の知識・技術を修得するとともに、土壤・食品安全管理の能力育成に関する正しい知識の習得と放射線測定の実務及び装置の取り扱いや安全管理の能力育成に関する取組などを実施。

(2) 事業を実施するにあたり、契約締結及び支払いを行う場合には、国の契約及び支払いに関する規定の趣旨に従い、経費の効率的執行に努める。

(3) 事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して、当該事業の収入額及び支出額を記載し、委託・補助金の用途を明らかにしておくこと。事業に係る資金の出納については、当該事業専用の口座を設けるなど、現金の流れがわかるようにすること。

(4) 委託先の法人・団体等の会計担当者は別に監査人を置き、事業の経理処理についての監査を行うこと。

(5) 監査人による監査及び文部科学省による実地監査を行つて実地監査を適切に行うこと、關係書類（帳簿・領取書等）の整理・保管に遺漏のないようにすること。

(6) 預貯金により生じた利息については、事業を遂行するために必要な経費に充当すること。

(7) 委託事業の実施は、委託契約締結日以降とする。

(8) 所要経費の費目ごとの使途は、別紙1「所要経費の使途区分」に示した内容に基づくこととし、不明な点がある場合は、文部科学省生涯学習政策局担当課と協議すること。

(9) 事業の積算に当たっては、別紙2「単価表」に定める単価を基準として使用すること。なお、このほか法人・団体が定めている謝金等の単価など、別に支出根拠となる単価がある場合には、それらを用いて積算することも可とするが、基準単価と比較し、高額とならないようすること。

(10) 事業計画書（様式1）、実績報告書及び収支精算書（様式2）等必要書類の提出においては、同一の印鑑を使用すること。

(2) 被災地においてニーズが高く供給が不足する分野の教育支援
介護等に必要な人材育成を中心として行う。必要に応じて、被災地以外から教員派遣や実習等の支援を実施。（分野例：介護・その他（医療事務、電気・土木・建築等））

平成23年10月1日より施行された「求職者支援制度」の積極的活用に努めること。

【具体的な取組例と支援内容】

○介護・福祉人材の育成に必要な教育環境整備支援

被災地でニーズが高く不足している介護等に必要な人材育成を中心として行うため、
①被災地以外の専門学校、病院等からの教員派遣、②遠距離の介護・福祉施設等での実習実施、③拠点校を中心に行なった複数校をコードイネートする人材を配置する。

（3）車修学校等の就職支援体制の充実強化

被災地（岩手県、宮城県、福島県）の就職支援を行つたため、産学の連携による①合同就職セミナーの開催、②就職支援コードイネーターの配置を行つ（被災地の実情に応じた活動ができる体制を整えること）。

4 事業の実施要件:

- (1) 実施事業の達成目標や、その実現に向けた方法が明確であること。
(2) 車修学校、専門高校、高等専門学校、大学等の教育機関や、企業、農業組合、経済団体等の産業界、地元自治体、ハローワーク等の地元自治体との連携によって事業を実施すること。
(3) 事業を的確に遂行するためには必要な実施体制（組織・人員及び設備など）が確保できること。
(4) 文部科学省の必要とする措置、経理及びその他の事務を適切に処理できる体制であること。
(5) 被災地の人才ニーズ等を踏まえた事業計画とし、実施のための体制・役割分担等が具体的であること。

- (6) 本事業の趣旨に合致するテーマを提案し、定められた予算と事業期間の範囲内で事業を実施し、目標とする成果をあげられること。
(7) 事業を通じて得られた成果について、報告書の作成等、積極的に社会へ情報発信・普及するための方策が明確であること。

5 委託経費

- (1) 文部科学省からの委託費の支出は、文部科学省官署支出身から委託先の代表者に支出する。

【本件照会先】

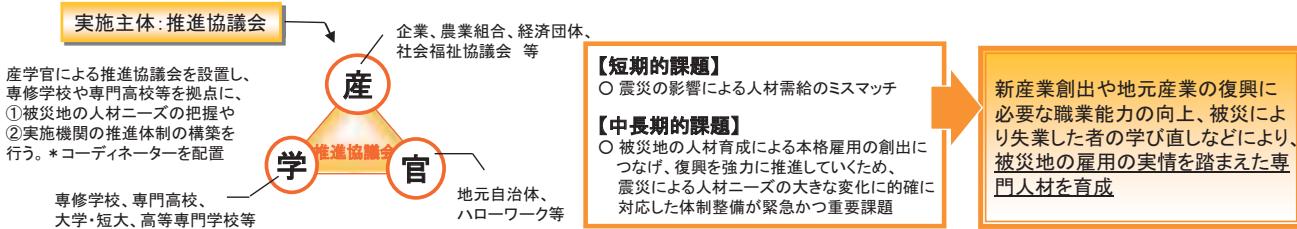
文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課
専修学校教育振興室専修学校第二係
TEL : 03-5253-4111 (内線 2938)
FAX : 03-6734-3715
E-mail : syosensy@mext.go.jp

東日本大震災からの復興を担う専門人材育成支援事業

(新規)
24年度予算額:450百万円
(参考)23年度3次補正予算額:503百万円

事業趣旨

震災により大きく変化した被災地の人材ニーズに対応し、復旧・復興の即戦力となる専門人材や次代を担う専門人材の育成及び地元への定着を図るために推進体制を整備し、被災地以外の教育機関等による支援も含め、専門人材育成コース等の開発・実証・開設や専修学校等の就職支援体制の充実強化を図る。



【専門人材育成コース等の開発・実証・開設】

① 専修学校等における中長期的な人材育成コースの開発・実証

分野

再生可能エネルギー(建築・土木・電気、電気自動車、スマートグリッド等)、食・農林水産、観光など



- 被災地でニーズが高い分野において、産業界の連携により、産業界の高度化などに資する中長期的な教育カリキュラムの開発・実証を行う。

② 専門高校における人材育成プログラムの開発

- 被災地の産業・資源を生かした実践的な教育内容を研究開発。産業界の意見を踏まえた学習指導要領にとらわれない教育課程の編成、生徒の本格的な現場実習・企業実習、大学や産業界との共同研究等の推進方策を導入。

③ 専修学校等における短期専門人材育成コースの開設支援

分野

介護、医療情報事務、土木・建築・電気など



- 被災地で24年度以降もニーズが高く供給が不足する福祉等分野の教育環境支援を継続実施。被災地以外の専門学校や病院等からの教員派遣、拠点校を中心に被災地内外の複数校をコーディネートする人材配置等を支援。



【専修学校等の就職支援体制の充実強化】

被災地(岩手県、福島県、宮城県)の就職支援を行うため、産学の連携による

- ①合同就職セミナーの開催、②就職支援コーディネーターの配置

【参考: 提言等】

「東日本大震災からの復興の基本方針」(23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定)
5復興施策(2)地域における暮らし再生④復興を支える人材の育成 他

-128-

(参考) 産業の高度化や医療の再生に向けた取組(例)

○自動車産業の復興を担う人材を育成するために必要な教育内容の高度化

被災地でニーズが高い自動車組み込み系の知識・技術をカスタマイズし、複数校で新カリキュラムを試行導入。終了後、自動車産業界による評価等を実施し、必要に応じて改善。

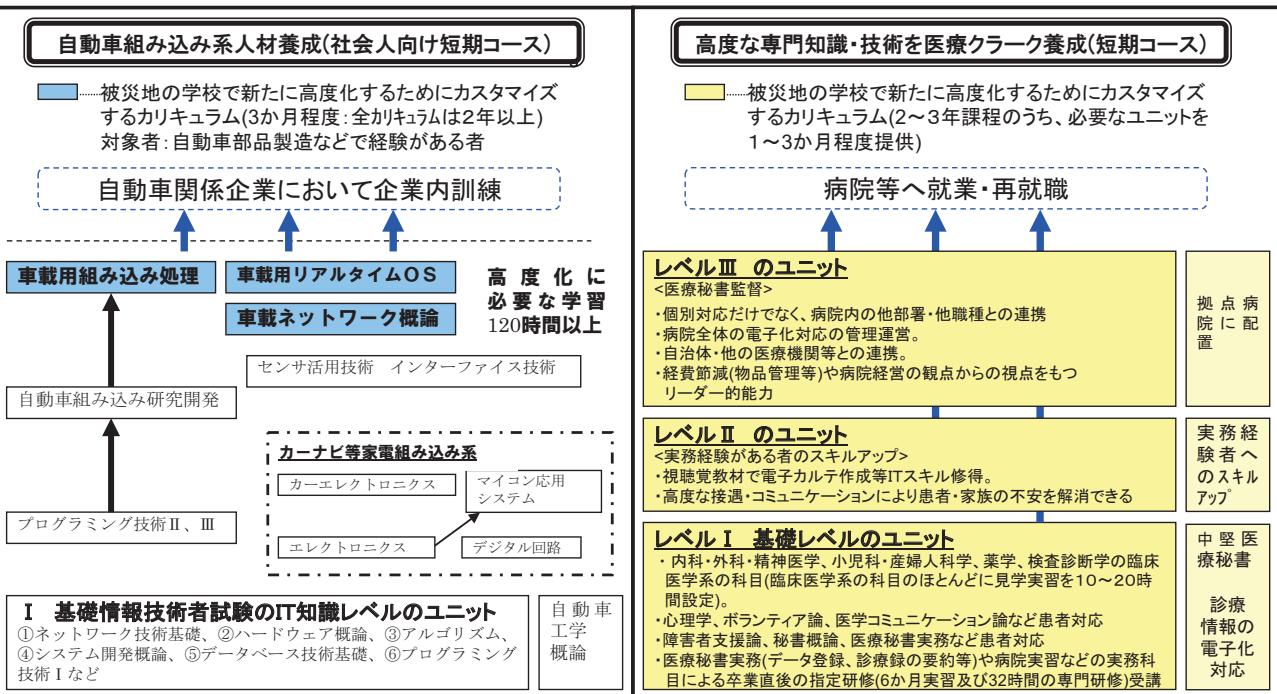
○医療関連情報のIT化を推進するために必要な教育内容の高度化

被災地でニーズが高い電子カルテ化や診療情報の共有化を進めるための人材育成を行うため、基礎的な知識をもつ者等に対し、必要なカリキュラムを複数校でカスタマイズし、視聴覚教材も活用しながら、1~3か月程度の短期コースを試行導入。終了後、病院等による評価等を実施し、必要に応じて改善。

自動車組み込み系人材養成(社会人向け短期コース)

- 被災地の学校で新たに高度化するためにカスタマイズするカリキュラム(3ヶ月程度:全カリキュラムは2年以上)
- 対象者: 自動車部品製造などで経験がある者

自動車関係企業において企業内訓練



-129-